

○厚生労働省告示第八二二号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という)第二十九条第三項第一号及び第二十条第三項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次の表のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現に法第五条第四項に規定する同行援護に係る法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害者に対し、同行援護に係る法第二十九条第一項第二号に規定する指定障害福祉サービス又は法第三十条第一項第二号に規定する指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスを行った場合には、この告示による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定について、当該支給決定に係る支給決定の有効期間(法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう)内に限り、なおその効力を有するものとし、旧基準別表第3の1の注3又は注4に該当するものは、この告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(以下「新基準」という)別表第3の1の注3に該当するものとみなす。」の場合において、旧基準第3の1のイの(1)中「[256単位]」あるのは「[257単位]」、同イの(2)中「[405単位]」あるのは「[406単位]」、同イの(3)中「[589単位]」あるのは「[591単位]」、同イの(5)中「[755単位]」あるのは「[767単位]」、同イの(6)中「[839単位]」あるのは「[842単位]」、同イの(7)中「[922単位]」あるのは「[925単位]」、同イのロの(5)中「[199単位]」あるのは「[200単位]」、同イのロの(6)中「[278単位]」あるのは「[279単位]」、同イの(7)中「[348単位]」あるのは「[349単位]」、新基準第3の1の注3中「ただし、別に厚生労働大臣が定める者」として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という)第1条第4号、第9号、第14号又は第19号に掲げる者であつて、規範障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に1年以上從事した経験を有するもの(以下「規範障害関係事業経験者」という)又は居宅介護従業者基準第1条第6号に掲げる者(同号の規定により同号に該当する者としてみなされるものに限る。)又は「100分の90」あるのは「100分の90」(規範障害関係事業経験者が身体介護を伴う指定同行援護を行った場合にあっては、「100分の70」)である。

平成三十一年三月二十一日

- 2 地域移行・地域定着支援サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という)第五条第二十項に規定する地域移行支援及び同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。)の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会(障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。)における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における基幹相談支援センター(障害者総合支援法第七十七条の二第二項の基幹相談支援センターをいう。)の整備を目指す。
- 3 精神障害者が地域で生活するために必要なグループホーム(障害者総合支援法第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)や賃貸住宅等の居住の場の確保・充実、家賃債務等保証(家賃や原状回復等に係る債務保証の仕組みをいう。)の活用等の居住支援に関する施策を推進する。
- 4 ⑤ (略)
- 第三 (略)
- 一・二 (略)
- 三 (略)
- 1 (略)
- 2 アウトリークにおいては、受療中断者等に対し、医師、看護職員、作業療法士、精神保健福祉士、薬剤師、臨床心理技術者等の医療従事者を中心としつつ、必要に応じて、保健所及び市町村保健センターの保健師及び精神保健福祉相談員(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十八条に規定する精神保健福祉相談員をいう。)並びに相談支援専門員等の多職種が連携し、必要な医療を確保する。
- 四 (略)
- 厚生労働省告示第八二二号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第三項第一号及び第二十条第三項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次の表のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現に法第五条第四項に規定する同行援護に係る法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害者に対し、同行援護に係る法第二十九条第一項第二号に規定する指定障害福祉サービス又は法第三十条第一項第二号に規定する指定障害福祉サービスを行った場合には、この告示による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定について、当該支給決定に係る支給決定の有効期間(法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう)内に限り、なおその効力を有するものとし、旧基準別表第3の1の注3又は注4に該当するものは、この告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(以下「旧基準」という)別表第3の1(注3及び注4を除く。)の規定については、当該支給決定に係る支給決定の有効期間(法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう)内に限り、なおその効力を有するものとし、旧基準別表第3の1の注3又は注4に該当するものは、この告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(以下「新基準」という)別表第3の1の注3に該当するものとみなす。」の場合において、旧基準第3の1のイの(1)中「[256単位]」あるのは「[257単位]」、同イの(2)中「[405単位]」あるのは「[406単位]」、同イの(3)中「[589単位]」あるのは「[591単位]」、同イの(5)中「[755単位]」あるのは「[767単位]」、同イの(6)中「[839単位]」あるのは「[842単位]」、同イの(7)中「[922単位]」あるのは「[925単位]」、同イのロの(5)中「[199単位]」あるのは「[200単位]」、同イのロの(6)中「[278単位]」あるのは「[279単位]」、同イの(7)中「[348単位]」あるのは「[349単位]」、新基準第3の1の注3中「ただし、別に厚生労働大臣が定める者」として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。)第1条第4号、第9号、第14号又は第19号に掲げる者であつて、規範障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上從事した経験を有するもの(以下「規範障害関係事業経験者」という。)又は居宅介護従業者基準第1条第6号に掲げる者(同号の規定により同号に該当する者としてみなされるものに限る。)又は「100分の90」あるのは「100分の90」(規範障害関係事業経験者が身体介護を伴う指定同行援護を行った場合にあっては、「100分の70」)である。
- 2 地域移行・地域定着支援サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第十八項に規定する地域移行支援及び同条第十九項に規定する地域定着支援をいう。)の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会(障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。)における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における基幹相談支援センター(障害者総合支援法第七十七条の二第二項の基幹相談支援センターをいう。)の整備を目指す。
- 3 精神障害者が地域で生活するために必要なグループホーム(障害者総合支援法第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)や賃貸住宅等の居住の場の確保・充実、家賃債務等保証(家賃や原状回復等に係る債務保証の仕組みをいう。)の活用等の居住支援に関する施策を推進する。
- 4 ⑤ (略)
- 第三 (略)
- 一・二 (略)
- 三 (略)
- 1 (略)
- 2 アウトリークにおいては、受療中断者等に対し、医師、看護職員、作業療法士、精神保健福祉士、薬剤師、臨床心理技術者等の医療従事者を中心としつつ、必要に応じて、保健所及び市町村保健センターの保健師及び精神保健福祉相談員(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十八条に規定する精神保健福祉相談員をいう。)並びに相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)第三条第二項に規定する相談支援専門員及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条に規定する相談支援専門員をいう。)等の多職種が連携し、必要な医療を確保する。
- 四 (略)

3	(略)	
4	利用者負担上限額管理加算	
注	指定重度訪問介護事業者又は其生型重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、	150単位
5	喀痰吸引等支援体制加算	100単位
注	指定重度訪問介護事業者等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1につき所定単位数を加算する。ただし、1の注9の(1)の特定事業所加算(1)を算定している場合は、算定しない。	
5の2	(略)	
6	福祉・介護職員処遇改善加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福社・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及び木については、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にはあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ～ホ	(略)	
7	7 (略)	
第3	同行援護	
1	同行援護サービス費	
1	身体介護を伴う場合	
(削る)		
1	所要時間30分未満の場合	184単位
口	所要時間30分以上1時間未満の場合	291単位
八	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	420単位
二	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	484単位
本	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	547単位
八	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	610単位
上	所要時間3時間以上の場合	673単位
すごごと	に63単位を加算した単位数	増すごとに83単位を加算した単位数
(削る)		
1	身体介護を伴わない場合	
口	所要時間30分未満の場合	256単位
二	所要時間30分以上1時間未満の場合	405単位
三	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	589単位
四	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	672単位
五	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	755単位
六	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	839単位
七	所要時間3時間以上の場合	922単位
増すごとに83単位を加算した単位数	増すごとに383単位を加算した単位数	増すごとに707単位を加算した単位数
(削る)		
1	所要時間30分未満の場合	105単位
2	所要時間30分以上1時間未満の場合	199単位
三	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	278単位
四	所要時間1時間30分以上3時間未満の場合	348単位
間30分をを増すごとに707単位を加算した単位数	間30分をを増すごとに383単位を加算した単位数	間30分をを増すごとに707単位を加算した単位数

福社・介護職員募集改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの閣又は独立行政法人国立病院機構を行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行つた場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

5 算加進遇奴冒昌講介

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に属する区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にはあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

6	(略)
第 4	行動援護
1	行動援護サービス費
イ	所需要時間30分未満の場合
ロ	所需要時間1時間以上1時間未満の場合
ハ	所需要時間1時間以上1時間30分未満の場合
ニ	所需要時間1時間30分以上2時間未満の場合
ホ	所需要時間2時間以上2時間30分未満の場合
ヘ	所需要時間2時間30分以上3時間未満の場合
ト	所需要時間3時間以上3時間30分未満の場合
チ	所需要時間3時間30分以上4時間未満の場合
リ	所需要時間4時間以上4時間30分未満の場合
ヌ	所需要時間4時間30分以上5時間未満の場合
ル	所需要時間5時間以上5時間30分未満の場合
ヲ	所需要時間5時間30分以上6時間未満の場合
ワ	所需要時間6時間以上6時間30分未満の場合
カ	所需要時間6時間30分以上7時間未満の場合
コ	所需要時間7時間以上7時間30分未満の場合
タ	所需要時間7時間30分以上の場合

2の2 指定行動保護等の提供に当たつて、支援計画シート等が作成されていない場合、
所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

3～7 (略)
8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなつてない指定行動援護等を緊急に行つた場合には、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

9 利用者が行動援助サービスを受けている間又は障害見通所支援若しくは障害児所支援を受けている間は、

42